

新型コロナウイルス対策に伴う健康保険組合の業務体制について

政府による緊急事態宣言の発令に伴い、事業継続のため当健保では人員を2チームに分けて運営します。

そのため、下記申請等の手続きについては、通常より時間を要する場合があります。組合員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【対象期間】

4月8日（水）より緊急事態宣言の期限まで

【通常より時間を要する業務】

- ①扶養認定
- ②現金給付(傷病手当金、出産一時金・手当金)の支払い

※ 電話対応については、緊急以外の問い合わせは極力控えていただきますようお願いいたします。